

公 告

島根県職員宿舍総合管理業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和 7 年 7 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県職員宿舍総合管理業務

(2) 仕様

別に定める「業務仕様書」による。

(3) 期間

管理業務期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(4) 提案価格の上限額

152,520,000 円（修繕費、法定検査料、消費税及び地方消費税は除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、事業協同組合等にあっては次の(3)に掲げる要件のすべてを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 法人格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者でないこと。

エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 島根県が実施する入札において指名停止の措置を受け、提出書類（4のア）の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 提案競技に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他適正な入札が阻害されると認められる場合

サ 公告の日において、島根県内に本店を有する者であること。

シ 共同企業体の構成員でないこと。

ス 提案競技に参加する事業協同組合等の組合員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(サ) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であり、(1)のサに該当すること。

ウ 構成員のすべてが(1)のアからサに該当すること。(コについては、他の提案競技参加者に対する関係とする。)

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 事業協同組合等の資格要件

ア 中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等であること。

イ 事業協同組合等は、(1)のアからシに該当すること。(コについては、事業協同組合等の組合員を対象とし、他の提案競技参加者に対する関係とする。)

ウ 事業協同組合等の組合員が提案競技に参加していないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）までの間（閉庁日を除く）、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、令和7年7月18日（金）は、午後2時までとする。

イ 配布場所

松江市殿町1番地 島根県庁4階 島根県総務部管財課宿舍管理係

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会の開催日時及び場所等

ア 開催日時

令和7年7月18日（金）午後2時30分から

イ 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 603会議室

ウ 参加申込

参加を希望する場合は令和7年7月16日（水）までに参加申込を行うこと。（申込方法の詳細は提案競技説明書による）

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部。以下キまで同じ。）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書の写し 1部

エ 業態調書 1部

オ 役員等名簿 1部

カ 県税に係る納税証明書 1部

キ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

ク 担当者届 1部

ケ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

コ 島根県内に本店を有することを証する書類 1部

サ 提案書提出書 1部

シ 配置予定管理業務責任者一覧表 8部（業務責任者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。）

ス 配置予定管理業務担当者一覧表 8部（担当者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。）

セ 配置予定計画業務責任者、担当者一覧表 8部（担当者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。）

ソ 集合住宅等管理業務実績一覧表 8部

タ 提案書 8部

チ 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4のアからコまでの書類については、令和7年7月28日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4のサからチまでの書類については、令和7年8月8日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690－8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課宿舍管理係

電話 0852－22－5043 ファクシミリ 0852－22－6037

電子メール syukusya@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、令和7年7月23日（水）午後5時までに質問書を電子メールにより提出すること。

(2) 提出先 5の(3)に同じ。

(3) 質問に対する回答は、令和7年7月25日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和7年7月31日（木）付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県職員宿舍総合管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア 業務の確実性、信頼性

イ コスト低減

ウ 地域貢献性

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

(5) ヒアリングの日程については、令和7年8月26日（火）を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案価格の上限額を超える見積を提示したとき。
- (2) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。
ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。